

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和 6年 11月 21日
淡路市長 門 康 彦

市町村名 (市町村コード)	淡路市 (28226)	
地域名 (地域内農業集落名)	(	入野 入野
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 21日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

基盤整備事業に合わせて、営農に関する話し合いは順調に進んでいるが、大規模営農を実現するためには、水源の確保が必須となるため、今後は、各水利組合との協議・調整をより一層進めていく必要がある。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

令和4年度から、経営体育成基盤整備事業(農地整備事業)に取り組んでおり、農地の大区画化を実施することで、営農効率の向上と、玉ねぎや短茎小ぎくを中心とした高収益作物への転換を図る。
農地の集約については、中間管理機構を通じて、認定農業者である担い手A、担い手B、担い手Cへ集約していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地を農業上の利用が行われる区域とし、その他農地を保全・管理する農地とする。ただし、農振農用地であっても現状山林化しており、再生が困難な農地は保全・管理する農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
地域内の農地については、認定農業者である担い手A、担い手B、担い手Cに集約していく。借受は1団地当たり0.5haを最小として、営農の効率を上げる。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地中間管理機構を活用して、担い手への集積、集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針※
令和4年度から、経営体育成基盤整備事業(農地整備事業)に取り組んでいる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
令和4年度に、集落の農業者が構成員となり、担い手Cを設立し、現在は未整備田ではあるが、玉ねぎ等の作付けを行い、規模も徐々に拡大しつつある。担い手である担い手A、担い手Bと合わせて、整備後は、農業の中心的经营体として作付けを行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
現時点では、担い手に農地を集積した上で営農を行う予定のため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落として防護柵を設置し、維持管理していく。⑦中山間直接支払制度等を活用しながら、農道・水路等の保全・管理を行っていく。